

地域建設業経営強化融資制度に関する取扱基準の概要について

令和3年4月1日
徳島市総務部契約監理課

1. 趣旨

徳島市発注工事を受注した建設業者の方が、当該工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した「地域建設業経営強化融資制度」を利用する場合における、徳島市の工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する債権譲渡の承諾等に関する事務取扱について必要事項を定めている。

2. 債権譲渡承諾の対象者

債権譲渡承諾の対象となる者は、原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者のうち、徳島市が発注した建設工事（以下「工事」という。）を受注、施工している建設業者（以下「受注者」）とする。

3. 債権譲渡の対象工事

債権譲渡の対象となる工事は次の工事を除く1件の予定価格が130万円を超える工事とする。

- (1) 低入札価格調査の対象となった者と契約した工事
- (2) 次に掲げる工事を除く、継続費若しくは債務負担行為又は歳出予算の繰越等工期が複数年度にわたる工事
 - ① 継続費又は債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - ② 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
- (3) 徳島市が役務的保証を必要とした工事
- (4) 附帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事
- (5) 受注者の施工する能力に疑義が生じている等債権譲渡の承諾に不適當な特別の事由がある工事

4. 債権譲渡先

事業協同組合又は一定の民間事業者

5. 債権譲渡の範囲

工事請負代金額 －（前払金＋中間前払金又は部分払金＋その他徳島市の請求権に基づく金額）

6. 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高が2分の1に到達したと認められる日以降とする。

ただし、3(2)①にあっては、最終年度の工事に係る出来高が2分の1に到達したと認められる日以降とする。

7. 基本的な手続の流れ（※電子記録債権を活用したスキームを利用しない場合）

① 受注者は契約監理課に債権譲渡の承諾の申請に関して相談を行う。

② 受注者は契約監理課に債権譲渡の承諾の申請書類を提出する。

【申請書類】

・債権譲渡承諾依頼書（様式1-1） 1通

・工事履行報告書（様式3） 1通

・（保証人等の承諾書 1通）

③ 徳島市からの債権譲渡承諾に係る通知（様式2-1）を受け取ったのち、受注者は、事業協同組合又は一定の民間事業者（以下「譲受人」という。）と「債権譲渡契約」を締結し、受注者は譲受人に工事請負代金債権を譲渡する。

④ 「債権譲渡契約」の締結後、受注者及び譲受人は契約監理課へ債権譲渡の通知を行う。

【提出書類】

・債権譲渡通知書（様式6） 1通

・債権譲渡契約証書（参考様式1-1）の写し 1通

・受注者及び譲受人の印鑑証明書

受注者は譲受人に下請業者等への代金の支払状況・支払計画書（参考様式2）を提出する。

⑥ 受注者と譲受人との間で「金銭消費貸借契約」を締結する。

⑦ 譲受人は受注者に対して工事の出来高の範囲内で融資を行う。

融資実行後、受注者と譲受人は契約監理課に「融資実行報告書（様式8）」を提出する。

⑧ 保証事業会社による金融保証を受けた場合は契約監理課に「公共工事金融保証証書の写し」を提出する。

⑨ 工事完成後、譲受人から徳島市に対して、工事請負代金を請求する。

【提出書類】

・工事請負代金請求書（様式9） 1通

・債権譲渡承諾に係る通知（様式2-1）の写し 1通

・債権譲渡契約証書（参考様式1-1）の写し 1通

⑩ 徳島市から譲受人に対して、工事請負代金を支払う。

⑪ 譲受人及び保証事業会社は、徳島市から支払われた工事請負代金から、譲受人の融資額及び保証事業会社の保証に係る融資額を清算のうえ、受注者に残金を返還する。

(参考)

債権譲渡及びそれに付随する具体的な事務手続等については、次のとおりです。

(※電子記録債権を活用したスキームを利用しない場合)

受注者及び譲受人	徳島市（契約監理課）
■ 債権譲渡の承諾申請 ・ 債権譲渡承諾依頼書 ・ 工事履行報告書等	☐ 契約監理課において申請書を受理 ☐ 申請書類の審査
■ 債権譲渡契約の締結	☐ 債権譲渡承諾に係る通知
■ 徳島市への債権譲渡の通知 ・ 債権譲渡通知書 ・ 債権譲渡契約証書の写し ・ 印鑑証明書	☐ 振込先を譲受人の指定口座に変更
■ 譲受人から徳島市へ出来高査定のための現地確認の協力依頼 ■ 受注者から譲受人に下請業者等に対する代金の支払状況・支払計画書提出 ■ 受注者と譲受人の間で「金銭消費貸借契約」の締結 ■ 譲受人から受注者へ融資の実行	☐ 承諾
■ 融資実行報告書の提出	☐ 受理
■ 公共工事金融保証証書の写しの提出	☐ 受理
■ 譲受人からの工事請負代金の請求 (徳島市による検査に合格し、引渡を行った場合のみ) ・ 工事請負代金請求書 ・ 債権譲渡承諾に係る通知の写し ・ 債権譲渡契約証書の写し	☐ 受理・審査
■ 譲受人及び保証事業会社は工事請負代金と融資額を清算のうえ、受注者に残金を返還	☐ 譲受人へ工事請負代金の支払